

## ○岡山県有料老人ホーム設置運営指導指針（抜粋）

### 13 契約内容等

#### （８）事故発生の防止の対応

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### （９）事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。
- 三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

## ○報告の対象となる事故等

入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故  
（事業者側の責任や過失の有無は問わず、入居者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）
- ・入居者に対する虐待
- ・入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・火災事故
- ・自然災害による有料老人ホームの滅失、損傷
- ・食中毒、感染症の集団発生

等